

国立国会図書館デジタルコレクションでの会誌公開に関する回答票

記入日 _____年__月__日

申請代表者名 _____

学会名 _____

学会連絡先 (E-mail 等) _____

学会誌名 _____

学会誌刊行開始年月 _____年__月

回答方法

※下記のいずれかをお選びください。できるかぎり1による回答をお願いします。

1) グーグルフォームでの回答

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeirqEEZf07MPHfX496wLEcGveSiwngzrgoE1tUz2TtBNwS0w/viewform?usp=sf_link

※日本歴史学協会ホームページ内「若手研究者問題」のページにリンク先を掲載しておりますので、そちらからご回答ください。

http://www.nichirekikyo.com/young_researchers/young_researchers.html

2) 回答票の郵送送付

〒154-8525

東京都世田谷区駒沢 1-23-1

駒澤大学経済学部 浅田進史研究室

国立国会図書館デジタルコレクションでのインターネット公開の場合、対象の冊子全体での公開となります。巻号に収録された個別の論説・書評などの公開・非公開の選択はできません。また、ある巻号の一部の論説等の著作物が著作権法上、公開に問題がある場合には、その巻号全体が公開できません。著作権につきましては、会誌を発行する団体が対応することになります。

国立国会図書館デジタルコレクションは、現時点では、J-Stageでの公開とは異なり、全文検索機能に対応していません。

- (1) 国立国会図書館がすでにデジタル化したコンテンツを国立国会図書館デジタルコレクションでインターネット公開することに同意しますか。希望する選択肢の()内にチェック(✓)を入れてください。

() 同意する () 同意しない

「同意する」と回答した団体のみお答えください。

- a) 公開巻号について希望する選択肢の()内にチェック(✓)を入れてください。

() デジタル化された巻号をすべて公開する

() 一部巻号のみ公開する

公開希望巻号 ____巻____号(____年____月)～____巻____号(____年____月)

※新刊の公開猶予期間については、次の設問でおたずねします。

※どの巻号がすでに国立国会図書館によってデジタル化されているかどうかは、「国立国会図書館オンライン」で確認可能です。もしご不明な場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。国立国会図書館の担当部署につながります。

- (2) 貴学会刊行雑誌のうち未デジタル化のものについて、今後、国立国会図書館でデジタル化した巻号を国立国会図書館デジタルコレクションでインターネット公開することを希望しますか。希望する選択肢の()内にチェック(✓)を入れてください。

() 希望する () 希望しない

「希望する」と回答した団体のみお答えください。

- a) 公開巻号について希望する選択肢の()内にチェック(✓)を入れてください。

() デジタル化された巻号をすべて公開する

() 一部巻号のみ公開する

公開希望巻号

____巻____号____年____月以降

() そのほか：_____

b) 最新号のインターネット公開に際しての猶予期間（エンバーゴ）についておたずね
します。希望する選択肢の（ ）内にチェック（✓）を入れてください。

（ ） 猶予期間を設けず即時公開する （ ） 次号刊行まで

（ ） 1年後 （ ） 2年後

（ ） そのほか： _____

(3) もし学会誌のデジタル化されたコンテンツが国立国会図書館の館内閲覧のみに限定されていた場合、その限定を解除し、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス参加館へ送信することに同意しますか。希望する選択肢の（ ）内にチェック（✓）を入れてください。

（ ） 同意する （ ） 同意しない

(4) 会誌に掲載された論説等の著作権についてどのように処理されていますか。差支えない範囲で回答にご協力ください。

a) _____ 巻 _____ 号（_____ 年 _____ 月）以降、著者に対して著作権を学会に譲渡する旨の承諾書の提出を求めている。

b) 以下の媒体で著者に対して著作権を学会に譲渡するように呼びかけている。該当する選択肢の（ ）内にチェック（✓）を入れてください。

（ ） 学会ホームページ （ ） 学会誌 （ ） 呼びかけていない

c) そのほか： _____

問い合わせ先

日本歴史学協会若手研究者問題特別委員会

nichirekikyowakate@gmail.com